

協働事業提案制度の一部改正について

1 趣旨

協働事業提案制度は、市民サービスの向上や効率的なサービスの提供、市民への還元性の高い協働事業の増加を目的として実施しています。

しかし、人件費が対象外経費であるため、市民団体が無償ボランティアとして事業を実施しており、負担が生じていることや、市担当課が事業に対して消極的なことが多く、期待される事業効果を得ることができていない現状である。

この課題を解決するため、対象経費及び対象事業を拡大し、多様な主体にとってより一層活用しやすい制度とするとともに、提案件数の増加を図ることにより、地域課題の解決につながる質の高い事業の提案が増加することを目的とし、次のとおり改正するものです。

2 変更内容

	新	旧
対象経費	人件費を対象とする。 (単価は最低賃金)	人件費は対象外とする。
対象事業	営利を目的とする事業（株式会社等の事業）も対象 ※ただし、収入が支出を上回る場合は、補助金を返還するため、補助事業において利益は生じない。	営利を目的とする事業は対象外

3 期待される効果

(1) 対象経費及び対象事業が拡大することで、今まで以上に活用しやすい制度となり、多様な主体からの提案数が増加する可能性がある。

提案数の増加により、地域課題の解決につながる質の高い協働事業が増加する可能性が高まる。

(2) 従来、無償ボランティアで協働事業を実施していたが、市民団体にとって、人件費が対象となることで経営上の負担が軽減され、より一層提案しやすくなる可能性がある。

(3) 営利企業であっても提案可能な制度設計とすることで、ソーシャルビジネス事業を行う企業から、行政やNPOにはない技術力を用いた提案がなされる可能性が増加する。